

改 正 案	現 行
<p>（法第八条第八号の法令の規定）</p> <p>第三条の二 法第八条第八号（法第十七条において準用する場合を含む。）の政令で定める建設工事の施工又は建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九条第一項又は第十項前段（同法第八十八条第一項から第三項まで又は第九十条第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者に係る同法第九十八条</p> <p>二 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十三条第二項、第三項又は第四項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第二十三条</p> <p>三 略</p> <p>（法第二十四条の六第一項の法令の規定）</p> <p>第七条の三 法第二十四条の六第一項の政令で定める建設工事の施工又は建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 建築基準法第九条第一項及び第十項（同法第八十八条第一項から第三項までにおいてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに第九十条</p> <p>二 宅地造成等規制法第九条及び第十三条第二項から第四項まで</p> <p>三 略</p>	<p>（法第八条第八号の法令の規定）</p> <p>第三条の二 法第八条第八号（法第十七条において準用する場合を含む。）の政令で定める建設工事の施工又は建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九条第一項又は第十項前段（同法第八十八条第一項、第二項若しくは第四項又は第九十条第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者に係る同法第九十八条</p> <p>二 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十三条第二項、第三項又は第五項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第二十三条</p> <p>三 略</p> <p>（法第二十四条の六第一項の法令の規定）</p> <p>第七条の三 法第二十四条の六第一項の政令で定める建設工事の施工又は建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 建築基準法第九条第一項及び第十項（同法第八十八条第一項、第二項又は第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに第九十条</p> <p>二 宅地造成等規制法第九条並びに第十三条第二項、第三項及び第五項</p> <p>三 略</p>

(技術検定の種目等)

第二十七条の三 略

2 技術検定は、一級及び二級に区分して行_う。

3 建設機械施工、土木施工管理及び建築施工管理に係る二級の技術検定は、当該種目を国土交通大臣が定める種別に細分して行_う。

(受検資格)

第二十七条の五 一級の技術検定を受けることができる者は、次のとおりとする。

一 三 略

四 国土交通大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

2 二級の技術検定を受けることができる者は、次の各号に掲げる種目の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 建設機械施工 次のいずれかに該当する者

イ 学校教育法による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校を含む。以下同じ。)又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種別に関し二年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

ロ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後建設機械施工に関し、受検しようとする種別に関する一年六月以上の実務経験を有する者又は当該種目に関し、在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

ハ 受検しようとする種別に関し六年以上の実務経験を有する者

ニ 建設機械施工に関し、受検しようとする種別に関する四年以上の実務経験を有する者

ホ 国土交通大臣がイからニまでに掲げる者と同等以上の知識

(技術検定の種目等)

第二十七条の三 略

2 技術検定は、一級及び二級に区分して行_なう。

3 国土交通大臣が指定する種目に係る二級の技術検定は、当該種目を国土交通大臣の定める種別に細分して行_なう。

(受検資格)

第二十七条の五 一級の技術検定を受けることができる者は、次のとおりとする。

一 三 略

四 国土交通大臣が前各号に掲げる者と同等以上の学歴又は資格及び実務経験を有するものと認定した者

2 二級の技術検定を受けることができる者は、次のとおりとする。

一 学校教育法による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校を含む。)又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種目に関し三年以上の実務経験を有する者(受検しようとする種目が第二十七条の三第三項の規定により国土交通大臣が指定した種目である場合においては、当該指定した種目が建設機械施工以外の種目であるときは受検しようとする種別に関し三年以上の実務経験を有する者、当該指定した種目が建設機械施工であるときは受検しようとする種別に関し二年以上の実務経験を有する者又は当該種目に関し、受検しようとする種別に関する一年六月以上の実務経験を有する者)で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

及び経験を有するものと認定した者

二 土木施工管理又は建築施工管理（国土交通大臣が指定する種別のものに限る。） 次のいずれかに該当する者

イ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種別に関し三年以上の実務経験を有する者

ロ 在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもので受検しようとする種別に関し八年以上の実務経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

三 土木施工管理若しくは建築施工管理（前号の国土交通大臣が指定する種別のものを除く。以下「一般土木建築施工管理」という。）又は電気工事施工管理、管工事施工管理若しくは造園施工管理 次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれに定める者

イ 学科試験 次のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

(2) 受検しようとする種目（一般土木建築施工管理にあつては、種別。ロ(1)及び(2)において同じ。）に関し八年以上の実務経験を有する者

(3) 国土交通大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

ロ 実地試験 次のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種目に関し三年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

(2) 受検しようとする種目に関し八年以上の実務経験を有する者

(3) 国土交通大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

二 受検しようとする種目に関し八年以上の実務経験を有する者

（受検しようとする種目が第二十七条の三第三項の規定により国土交通大臣が指定した種目である場合においては、当該指定した種目が建設機械施工以外の種目であるときは受検しようとする種別に関し八年以上の実務経験を有する者、当該指定した種目が建設機械施工であるときは受検しようとする種別に関し六年以上の実務経験を有する者又は当該種目に関し、受検しようとする種別に関する四年以上の実務経験を有する者を含む八年以上の実務経験を有する者）

三 国土交通大臣が前各号に掲げる者と同等以上の学歴又は資格及び実務経験を有するものと認定した者

(試験の免除)

第二十七条の七 次の表の上欄に掲げる者については、申請により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。

一級の技術検定の学科試験に合格した者	種目を同じくする次回の一級の技術検定の学科試験の全部
二級の技術検定の学科試験に合格した者	次の各号に掲げる種目の区分に応じ、当該各号に定める技術検定の学科試験の全部 一 第二十七条の五第二項第一号又は第二号に掲げる種目 種目及び種別を同じくする次回の二級の技術検定 二 第二十七条の五第二項第三号に掲げる種目 種目(一般土木建築施工管理にあつては、種目及び種別)を同じくする二級の技術検定 で国土交通大臣が定めるもの
一級の技術検定に合格した者	二級の技術検定の学科試験又は実地試験の一部で国土交通大臣が定めるもの
二級の技術検定に合格した者	種目を同じくする一級の技術検定の学科試験又は実地試験の一部で国土交通大臣が定めるもの
他の法令の規定による免	国土交通大臣が定める学科試験又は

(試験の免除)

第二十七条の七 次の表の上欄に掲げる者については、申請により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。

学科試験に合格した者	種目及び級(学科試験に合格した技術検定が二級の技術検定で第二十七条の三第三項の規定により国土交通大臣が指定した種目に係るものである場合においては、種目及び種別)を同じくする次回の技術検定の学科試験の全部
一級の技術検定に合格した者	二級の技術検定の学科試験又は実地試験の一部で国土交通大臣が定めるもの
二級の技術検定に合格した者	種目を同じくする一級の技術検定の学科試験又は実地試験の一部で国土交通大臣が定めるもの
他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者	国土交通大臣の定める学科試験又は実地試験の全部又は一部

許で国土交通大臣が定めるものを受けた者又は国土交通大臣が定める検定若しくは試験に合格した者

実地試験の全部又は一部